

「印紙税法基本通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第 1 課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p> <p>第 1 号の 1 文書</p> <div data-bbox="145 531 1108 630" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書</p> </div> <p>(不動産の意義)</p> <p>1 「不動産」とは、おおむね次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 漁業財団抵当法(大正 14 年法律第 9 号) <u>第 5 条</u>の規定により登記された漁業財団</p> <p>(5)～(11) (省略)</p> <p>別表第 2 重要な事項の一覧表 (省略)</p>	<p>別表第 1 課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p> <p>第 1 号の 1 文書</p> <div data-bbox="1142 531 2105 630" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書</p> </div> <p>(不動産の意義)</p> <p>1 「不動産」とは、おおむね次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 漁業財団抵当法(大正 14 年法律第 9 号) <u>第 6 条</u>の規定により登記された漁業財団</p> <p>(5)～(11) (同左)</p> <p>別表第 2 重要な事項の一覧表 (同左)</p>